

執筆者:

E-mail [✉](#) [大矢 和秀](#)E-mail [✉](#) [村田 知信](#)E-mail [✉](#) [グエン・トゥアン・アン](#)E-mail [✉](#) [羽部 紗耶香](#)E-mail [✉](#) [数井 航](#)

## 1. はじめに

ベトナムでは、近年、コロナ禍の影響もあり電子商取引市場が急速に成長しているが、電子商取引に関する従来の規制である政令 52 号/2013/ND-CP(以下「政令 52 号」という。)には、ベトナムに拠点を持たない外国の電子商取引事業者に適用される規制が不十分・不明確である等の問題があった。そこで、ベトナム商工省は、2021 年 9 月 25 日、このような問題を踏まえて、政令 52 号の一部を修正・補足する政令 85 号/2021/ND-CP 号(以下「政令 85 号」という。)を制定し、当該政令は 2022 年 1 月 1 日に施行された。

政令 85 号における主な改正点は以下のとおりであり、本ニューズレターでは下記の改正点の概要を簡単に紹介する。

- ① ベトナムに拠点を持たない外国の電子商取引事業者について、Foreign Website Owners として規制を拡大・再構築した。
- ② ベトナムに拠点を持つ場合は、引き続き外資・ローカルともに同じ規制が適用されるが、自社の商品・サービス情報を掲載するだけのウェブサイトについては通知義務の対象外となる。
- ③ 第三者が開設したベトナムの規制に服する電子商取引ウェブサイト上で商品を提供・販売する外国企業(Foreign Sellers)に対する管理責任が加重される。
- ④ 電子商取引分野に外国投資家が投資する際の規制が強化される。

## 2. Foreign Website Owners に対する規制

政令 52 号においては、電子商取引事業者がベトナムに拠点を有する場合、又はベトナムドメイン名の電子商取引ウェブサイトを持つ場合のみが規制対象とされ、ベトナム拠点又はベトナムドメイン名の電子商取引ウェブサイトを持たない外国法人及び外国人個人に対しては規制が課されていなかった。これに対して、政令 85 号は、ベトナムに拠点を有していない電子商取引事業者であっても、Foreign Website Owners に該当する場合は、一定の規制が適用されると定めている(政令 85 号 67 条 a)。ここでいう Foreign Website Owners とは、以下の電子商取引ウェブサイトを持ち、当該ウェブサイトで第三者に商品・サービスの販促、販売等をさせ<sup>1</sup>、かつベトナム国内向けに電子商取引サービスを提供している、ベトナムに拠点のない外国法人及び外国人個人を意味する。

- ① ベトナムのドメイン名の電子商取引ウェブサイト
- ② ベトナム語で表示される電子商取引ウェブサイト
- ③ ベトナムからの取引が年間 10 万件以上ある電子商取引ウェブサイト

外国法人又は外国人個人が、Foreign Website Owners に該当する場合は、当該法人又は個人は、以下の義務を負う。

<sup>1</sup> 当該ウェブサイトで自社の商品・サービスの販売のみを行っている場合は、Foreign Website Owners に該当せず、規制の対象外となる。

- ① 電子商取引サービスを提供するウェブサイト開設の登録を行う義務
- ② ベトナムにおける駐在員事務所の設立又は授権代理人の任命を行う義務
- ③ 駐在員事務所、授権代理人に違法な取引の防止等をさせ、必要に応じてベトナム商工省に協力する義務
- ④ ベトナム商工省への運営状況の年次報告義務

### 3. ベトナム国内に設立され、拠点を持つ外国投資企業に対する規制

政令 52 号では、自社の商品・サービス情報を掲載するだけのウェブサイト(オンライン販売機能を持たないサイト。)であっても、ウェブサイトを開設する場合にはベトナム商工省に対する通知義務が課されていた。しかし、政令 85 号では、かかる義務は廃止され、商品・サービス情報を掲載するだけのウェブサイトであれば、通知が不要となっている(ただし、他の規制は順守する必要がある。)。政令 52 号の下で通知義務を課されているウェブサイトの約半数は、単に情報を掲載するだけのウェブサイトであり、電子商取引ウェブサイトとしての規制の必要性が低いと判断されたことが背景にある。

他方、電子商取引ウェブサイトにて自社商品・サービスの販促、販売をする場合には、政令 52 号同様、引き続き現地企業と同じ規制が適用され、同ウェブサイトを開設する場合にはベトナム商工省への通知が必要となるほか、電子商取引ウェブサイトにて第三者に商品・サービスの販促、販売等の商業活動をさせる場合には、ベトナム商工省において同ウェブサイト開設の登録をする必要がある。

### 4. Foreign Sellers に対する規制

ベトナムで自ら電子商取引ウェブサイトを運営する訳ではなく、単に他者が開設したベトナムの電子商取引ウェブサイトの商品・サービスを販売・提供するだけの Foreign Sellers については、政令 52 号の下では規制が存在しなかった。政令 85 号でも Foreign Sellers を直接の規制対象とはしていないが、Foreign Sellers が活動を行う、電子商取引プラットフォームを管理する企業、組織(プラットフォーム)に対して以下の規制がかけられており、Foreign Sellers を当該プラットフォームの規制に従わせることで、電子商取引プラットフォームを通じた間接的な規制がかけられている(政令 85 号 67b 条)。

電子商取引プラットフォームが負う義務の内容は下記のとおりである。

- ① Foreign Sellers の身元確認の実施
- ② 以下のいずれかを行うこと
  - Foreign Sellers に対して、当局への輸出入権の登録、連絡先情報の登録、報告義務の履行等を要請すること
  - 買主との輸入委託契約の締結、買主のための輸入手続の実施
  - Foreign Sellers に対して、ベトナムにおける代理店の選定を要請すること

### 5. 電子商取引分野に外国人投資家が投資する際の規制の強化

外国投資の質及び効率の向上、技術水準の向上、合併事業の促進、国内外の投資企業間の提携や技術移転の増加、並びにサイバーセキュリティに関する国防・安全保障の確保を目的として、政令 85 号では電子商取引事業を条件付投資分野に指定している(政令 85 号 67c 条)。同条によれば、電子商取引分野に投資を行う外国人投資家は、経済組織の設立、株式の購入又は出資のいずれかの投資形態をとる必要があるが、BCC(Business Corporation Contract。法人を設立せずに複数当事者間で協働して事業を行うために締結する契約。)等の、当局が捕捉、監視しにくい投資形態は禁止されている。

また、外国人投資家が商工省の公表するリスト(電子商取引の取引量、金額等を考慮に入れ、同分野の上位 5 社を選抜したものの。)に記載されたグループに属する企業のうち、1 社以上を「支配」することになる場合、この分野で事業を開始するにあたり、公安省から国家安全保障に関する評価意見(投資の承認/非承認の意見をライセンス発行機関に伝えるもの。)を取得する必要があるとの規制が導入された。政令 52 号の下では、投資実行後に事業ライセンスを取得することが一般的な慣行であったが、政令 85 号の上記規制の下では、該当する企業に投資を行う場合、事前に公安省からの意見の取得を含め、ライセンス取得の目的を付ける必要があるため、投資の実行が困難になったり、投資スケジュールに影響が出たりすることが予想される。

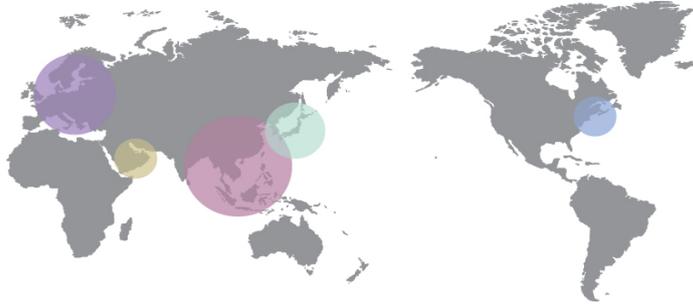
なお、上記の規制は中小企業の支援に関する法律に基づき、創造的中小企業への投資を行う場合には適用されない。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

西村あさひ法律事務所では現在、  
国内外に 18 の拠点を設けています。



## 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124  
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

## 名古屋

Tel 052-533-2590  
社員 藤井宏樹

## 大阪

Tel 06-6366-3013  
社員 井垣太介  
廣田雄一郎  
白杵弘宗  
伴真範

## 福岡

Tel 092-717-7300  
社員 尾崎恒康  
高木謙吾  
中川佳宣  
舞田靖子

## ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP  
Tel +1-212-830-1600  
E-mail info\_ny@nishimura.com  
ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之  
ニューヨーク事務所副統括 清水恵  
パートナー Stephen D. Bohrer  
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁  
浦野祐介  
梅田賢

## ドバイ

Tel +971-4-386-3456  
E-mail info\_dubai@nishimura.com  
パートナー 森下真生

## フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe  
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH  
Tel +49-(0)69-870-077-620

## デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe  
Rechtsanwaltsgesellschaft mbH  
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info\_europe@eml.nishimura.com  
共同代表 石川智也  
Dominik Kruse

## バンコク

Tel +66-2-126-9100  
E-mail info\_bangkok@nishimura.com  
共同代表 Chavalit Uttasart  
小原英志  
Jirapong Sriwat

## 北京

Tel +86-10-8588-8600  
E-mail info\_beijing@nishimura.com  
首席代表 中島あずさ  
代表 志賀正帥

## 上海

Tel +86-21-5280-3700  
E-mail info\_shanghai@nishimura.com  
首席代表 野村高志  
代表 木下清太  
東城聡

## ジャカルタ\*1

Walalangi & Partners  
Tel +62-21-5080-8600  
E-mail info@wplaws.com  
執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617  
E-mail info\_jakarta@nishimura.com  
パートナー 町田憲昭

## シンガポール

Tel +65-6922-7670  
E-mail info\_singapore@nishimura.com  
共同代表 山中政人  
宇野伸太郎  
パートナー 佐藤正孝  
煎田勇二  
Ikang Dharyanto

※案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

## Okada Law Firm(香港)\*2

Tel +852-2336-8586  
E-mail s.okada@nishimura.com  
代表 岡田早織

## ハノイ

Tel +84-24-3946-0870  
E-mail info\_vietnam@nishimura.com  
代表 平松哲

## ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432  
E-mail info\_vietnam@nishimura.com  
代表 大矢和秀  
Vu Le Bang  
Ha Hoang Loc

## 台北

西村朝日台湾法律事務所  
Tel +886-2-8729-7900  
E-mail info\_taipei@nishimura.com  
共同代表 孫櫻倩  
張勝傑

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所

Last updated: 2022.1